

(趣旨)

第 1 条 本福寺納骨堂管理規程第 8 条の規定に基づき、納骨堂管理についての細則は、以下に定めるところによる。

(管理受託契約の成立)

第 2 条 本福寺納骨堂管理規程（以下「規程」という。）第 3 条の規定により、納骨堂管理委託を願い出る場合は、「総本山本福寺納骨堂 申込書」を提出して申し込まなければならない。

2 管理者は前記「総本山本福寺納骨堂 申込書」を受理し規程に適合すると認めるときは、管理委託契約が成立するものとする。

3 前記「総本山本福寺納骨堂 申込書」の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書（取得日から 6 ヶ月以内）を添付しなければならない。また、居住地が海外の場合は、印鑑登録証明書に代わる公的書類の添付をしなければならない。

(納骨壇種・段区分の変更)

第 3 条 納骨後の納骨壇種・段区分の変更はできない。

(納骨堂志納金)

第 4 条 納骨堂志納金は別表の通りとする。

2 管理委託者は、年間管理費の支払義務がある。

3 管理委託者は、志納金のうち年間管理費の支払方法は、銀行引落またはクレジットカード決済とする。但し、特別の事情がある場合には、この限りでない。

4 管理委託者が志納金のうち年間管理費の支払につき分割払いを選択する場合で、納骨堂収蔵予定者と管理委託者が同一である場合は、納骨堂収蔵予定者兼管理委託者とは別の管理委託者（契約者 2）が年間管理費の支払いをするものとする。

(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について)

第 5 条 遺骨は管理委託者が骨壺に入れて本福寺に持参し、本福寺にて納骨手続きを行う。

2 骨壺の大きさは、別表の通りとする。

3 合祀後の遺骨は返還することはできない。

(管理委託契約の解除)

第 6 条 納骨堂管理委託者が納骨堂の管理委託を取り止めるときは、管理者に対し、書面で解約通知を行うものとする。但し、納入された志納金はいかなる場合であろうとも一切返還しない。

(顧客情報変更の届出)

第 7 条 納骨堂管理委託者は住所、改姓・改名等の顧客情報に変更があった場合は、住民票・戸籍謄本などの公的書類を添付のうえ、速やかに管理者に届け出なければならない。

(利用場所の制限及び費用負担)

第 8 条 管理者は納骨堂における管理委託をした者に対して、その利用区分について一定